

(参考 2-1)

神戸市こども医療費助成に関する条例施行規則 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(第4条による改正)

(助成の範囲の特例)

第3条 条例第4条第6項に規定するその他特別の理由があるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 主たる生計維持者（条例第3条の対象乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）の生計を主として維持する者をいう。以下同じ。）の失業又は事業の休止若しくは廃止（以下「失業等」という。）により、その者の失業等の事実が発生した日以後1年間の推計合計所得（次に掲げる額の合計額をいう。以下同じ。）の12分の1の額が、基準生活費（\_\_\_\_\_

失業等の事実が発生した日の属する年度  
（失業等の事実が発生した日の属する月が4  
月から6月までの場合にあつては、前年度）  
の4月1日における

\_\_\_\_\_生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1第1章1(1)ア(7)の規定（同章1(1)ア(7)第2類の表のうち地区別冬季加算額に係る部分を除く。）及び同章1(2)アの規定（12月の基準生活費の額につき、同章1(2)アの期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする旨を定める部分を除く。）により算定される基準生活費をいう。以下同じ。）の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少し、かつ、対象者の属する世帯の生計が著しく困窮していると認められる場合

ア、イ 略

- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」という。）により、次

885分の

に掲げる場合のいずれかに該当した場合

ア、イ 略

ウ 主たる生計維持者に係る震災等の発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が、基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合

885分の990

(3) 干害、冷害、凍霜害その他の気象上の原因による農作物の被害の発生により、主たる生計維持者に係る当該発生した日以後1年間の推計合計所得の12分の1の額が、基準生活費の月額に10分の11を乗じた額の1.35倍以下に減少した場合

885分の990

(4) 略

2～5 略